

事務連絡
令和5年10月19日

各関係機関代表者様

京都府健康福祉部障害者支援課長

改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催について（お知らせ）

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)から、内閣府主催の改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催の周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

令和6年4月1日より事業者（※）による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）が施行されます。これを受け、同法の円滑な施行に資するため、事業者を対象とした改正法に係る説明会が下記のとおり内閣府主催で開催されます。

つきましては、本説明会への多くの事業者の皆様の御参加を賜りますようお願い申し上げます。

※本法において「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

記

日時 令和5年11月17日（金）15時30分～17時30分 または
令和5年11月20日（月）13時00分～15時00分
開催方法 オンラインにて開催
内容 改正障害者差別解消法の概要等について
参加申込 別添チラシに記載のURLもしくはQRコードより直接お申込みください。
申込締切 令和5年11月8日（水）
問合せ先 東京都ビジネスサービス株式会社
電話：03（6426）0440
MAIL：block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

担当	京都府健康福祉部障害者支援課 地域支援・企画係
電話	075-414-4611
FAX	075-414-4597
MAIL	shogaishien@pref.kyoto.lg.jp